

平成30年11月6日

学生 各位

学生サービス課長

「拾得物」の処分について（通知）

学内で「落とし物・忘れ物」を拾得したときは、ただちに学生サービス課学生生活係（学生会館2階）へ届出するようお願いしています。

届けられた「拾得物」は、大学が管理する物品として取り扱うとともに、学生サービス課の「拾得物コーナー」に陳列保管し、落とし主からの申し出のないものについては、一定期間経過後に処分することとしています。

この度、平成30年5月31日までに届け出られた「拾得物（貴重品を除く）」について、平成30年11月20日に処分します。

心当たりのある方は、学生サービス課学生生活係まで申し出てください。

【本件問い合わせ先】

学生サービス課 学生生活係

（担当：井本，垣中，古川，小林）

TEL：075-724-7144, 075-724-7147

E-mail：stu_seikatu@jim.kit.ac.jp